

# 経営関連学会協議会 細則

第1条 この細則は会則13条に基づき会務の適正かつ円滑な遂行のために必要な事項を定めるものとする。

## (理事会の運営)

第2条 理事会は理事長が招集する。また理事会は理事の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。

2. 過半数の理事から理事会招集の請求があった場合には理事長は理事会を開かなければならない。
3. 理事長は、理事会において早急に審議決定すべき議案で、招集が困難と判断した場合、理事全員が意見を表明できる郵便や電子メールやオンライン会議などの方法によって議案を上程し、審議することが出来る。
4. 電子メールなどの非同期的な方法を用いる場合は、少なくとも5日以上、十分な審議期間を設けることとし、回答数が過半数寄せられた時点で前項の過半数の出席を満たしたこととする。また審議結果は審議期間終了後速やかに通知する。

## (評議員会の運営)

第3条 評議員会は理事長が招集する。

2. 過半数の評議員から評議員会招集の請求があった場合には理事長は評議員会を開かなければならない。
3. 理事長は、評議員会において早急に審議決定すべき議案で、招集が困難と判断した場合、評議員全員が意見を表明できる郵便や電子メールやオンライン会議などの方法によって議案を上程し、審議することが出来る。
4. 電子メールなどの非同期的な方法を用いる場合は、少なくとも5日以上、十分な審議機関を設けることとする。また審議結果は審議期間終了後速やかに通知する。

## (入会基準)

第4条 経営に関する研究と教育の促進を主たる目的とする団体であって、経営分野における学術研究団体として継続して活動しているものであること。日本学術会議協力学術研究団体に認定された学術団体はこの条件を満たすものとみなす。

2. 本協議会の会費を2会計年度内に納めうること。

## (入会手続き)

第5条 申込書(別表に定める様式)に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

2. 学会の会則あるいは定款、役員一覧、学会経歴、過去2年間の学会誌、全国大会プログラム等の当該学会の活動を示す資料を提出すること。  
ただし、日本学術会議協力学術団体に認定されている学会は提出不要とする。
3. 入会申し込みがあったときは、理事長は理事会にその審査を依頼し、その結果を評議員会において報告すること。
4. 本協議会の会費を当該年度内に納めうること。

5. 理事長は評議員会の決定を速やかに申し込み団体に通知すること。

#### (会費)

第6条 構成学会が納入すべき会費は、年3万円とする。

2. 会費は評議員会の決議により変更することが出来る。

#### (理事・会計監事・評議員の地位)

第7条 理事、会計監事は母体学会での役員任期にかかわらず、本協議会理事会の任期中はその地位を継続するものとする。また、何らかの事情により任期中に理事が辞退を申し出たときは、残任期間中その後任を設けず空席とする。

2. 評議員は構成学会事務局からの連絡を受けて随時交代できるものとする。

#### (事務所および事務執行)

第8条 本会の事務所は理事会が定める所におく。

2. 事務を執行する事務局長を理事長が任命することができる。

3. 事務処理については事務局長が管理する。

#### (役員選挙方法)

第9条 理事会が選挙管理委員長を任命し選挙管理委員会を組織する。

2. 役員選挙に関する業務は選挙管理委員会が担当する。

3. 評議員の中から、5名連記の投票を行う。そのうちから、高得点者順に経営6名、商学3名、会計3名、情報3名、計15名を理事（理事長、副理事長を含む）として選出する。各学会の分野所属は学会の自己申告とする。

4. 会計監事については、上記15名の理事以外の評議員の中から、2名連記の投票により、高得点者2名を選出する。ただし会計監事候補が理事に選出された場合は会計監事の候補からは除外されることとする。

5. 副理事長は理事の互選により、経営2名、商学1名、会計1名、情報1名、計5名を選出する。

6. 投票方法は選挙管理委員会において状況に応じて最適な方法を決定する。

#### (賛助会員)

第10条 本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、又は団体は、賛助会員申込書（別表に定める様式）に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

2. 入会申込みがあったときは、理事長は理事会の議を経て承認する。

3. 賛助会員についての事項は、理事長は直近の評議委員会にて報告しなければならない。

4. 賛助会員の会費については一口50,000円とする。

5. 賛助会員は代表者を評議委員会にオブザーバーとして出席させ、経営関連学会協議会の運営について意見を述べる事が出来る。

(変更)

第11条 この細則の変更は、理事会の発議により、評議員会出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

(改正) 2009年 3月21日改正

2012年 3月20日改正

2015年 3月 8日改正

2015年 6月 7日改正

2019年 6月15日改正

2022年 6月19日改正